

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への定住の意思を持つ若者、子育て世帯及びテレワーカーが市内に住宅を確保するための支援を行い、本市への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、住宅の確保をするための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。

ア 国又は地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

イ 給与住宅

ウ 賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅

(2) 給与住宅 会社、国、地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で貸与する社宅、寮等の住宅をいう。

(3) 家賃 賃貸借契約で定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の市長が適当でないと認める費用を除く。

(4) 住宅手当 住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(5) 若者 本市への転入日において40歳未満である者をいう。

(6) 子育て世帯 中学校を卒業する前の者が属する世帯をいう。

(7) テレワーカー 次のアからウまでの全てに該当する者をいう。

ア 移住して住宅等で情報通信技術を利用して事業場外における勤務を行う者

イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市に移住した者

ウ 本市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行う者

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市への転入日から5年以上本市に定住する意思を持つ者であること。

(2) 本市への転入日の前日において、本市に対して移住に係る相談その他本市の実施する移住に関する施策に係る事業に参画したことがあること。

(3) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に本市に転入した者であって、次のいずれかに該当するもの（当該転入日前3年以内に県内に住所を有していた者を除く。）であること。

ア 若者

イ 子育て世帯の構成員

ウ テレワーカー

(4) 本市内に所在する賃貸住宅の賃借人であること。

- (5) 前号の賃貸住宅の所在地において交付対象者及びその世帯構成員が本市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること。ただし、交付対象者及びその世帯構成員が前号の賃貸住宅の所在地において本市の住民基本台帳に登録がないことについて、特別な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (6) 交付対象者の転勤、出向（交付対象者の意思にかかわらず就業先が命令できる場合を含む。）、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。
 - (7) 交付対象者が本市の住民基本台帳に登録のある者と婚姻したことによる転入でないこと。
 - (8) 交付対象者が生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (9) 交付対象者及びその世帯構成員（以下「交付対象者等」という。）が市税を滞納していないこと。
 - (10) 交付対象者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
 - (11) 交付対象者が国家公務員又は地方公務員（これらに準ずる者を含む。）でないこと。
 - (12) この要綱による交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）について、国、県又は市による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- （対象経費及び補助率等）

第4 対象経費は、交付対象者等が居住する賃貸住宅の家賃とする。

2 対象経費に係る期間（以下「対象期間」という。）は、交付対象者が認定を受けた日の属する月の翌月の初日（当該認定を受けた日が月の初日であるときは、その日。以下「対象期間開始日」という。）から連続する2年間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象経費としない。

- (1) 交付対象者等に支給される住宅手当
- (2) その他市長が適当でないとする経費

4 補助金の補助率は、対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の交付の限度額は、次の表の左欄に掲げる交付対象者の区分及び同表の中欄に掲げる対象期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、対象経費の額は、月割りその他市長が適当と認める方法により計算する額を用いるものとする。

交付対象者の区分	対象期間	限度額
第3第3号アに掲げる者に該当する者（同号イ又はウに掲げる者に該当する者を除く。）	対象期間開始日から1年を経過する日（以下「1年経過日」という。）まで	1月につき2万円
	1年経過日から1年を経過する日まで	1月につき1万円

第3第3号イ又はウに掲げる者に該当する者	対象期間開始日から2年を経過する日まで	1月につき2万円
----------------------	---------------------	----------

5 第2項の規定にかかわらず、交付対象者が第3各号の要件を満たさなくなったときは、当該日をもって対象期間は終了するものとする。

(認定申請等)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする市内の賃貸住宅について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする者は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金同意書兼誓約書(様式第2号)

(2) 交付対象者及びその世帯構成員の住民票の写し(続柄の記載があるものに限る。)

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金就業証明書(様式第2号の2)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請書等は、本市に転入した日から3月以内に提出しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、認定の可否を決定し、その旨を第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。

(認定の変更等)

第6 第5第4項の規定による認定を受けた者(次項において「認定者」という。)は、当該認定の内容を変更し、又は認定の廃止をしようとするとき(第8第2項に規定する場合を除く。)は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により第5第4項の規定による認定を受けた場合、認定者が第7第3項に規定する提出期限までに同第7第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合その他市長が適当でないと認める場合は、第5第4項の規定による認定を取り消すことがある。

(交付申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付申請書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 市税の納付確認に関する同意書(補助金の交付の申請を行う年度が第5第4項の規定による認定を受けた年度と異なる場合に限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める日までとする。

- (1) 交付申請を行う日が認定を受けた日（以下「認定日」という。）と同じ年度である場合 認定日の属する月の翌月の初日（認定日が月の初日である時はその日）
- (2) 交付申請を行う日が認定日と異なる年度である場合 当該交付申請を行う年度の4月1日
（補助事業の内容の変更等）

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 交付内容を変更しようとするとき 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類
- (2) 交付を廃止しようとするとき 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金廃止承認申請書（様式第5号）及び市長が必要と認める書類

2 前項の申請について、市長が補助事業の変更又は廃止の承認をした場合において、第5第4項の規定による認定は、これに伴い変更がされ、又は廃止の承認をしたものとみなす。

（実績報告）

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金実績報告書（様式第6号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金住宅手当支給等証明書（様式第7号）
- (2) 家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までとする。

（補助金の交付請求書）

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（交付決定の取消し等）

第11 規則第13条第1項各号に定めるもののほか、市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、交付対象者等の就業先の倒産、交付対象者等の病气、災害その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 交付対象者が、本市に転入した日から3年を経過する日（以下「3年経過日」という。）までの間に市外に転出したとき。
- (2) 交付対象者が、3年経過日の翌日から5年を経過する日までの間に市外に転出したとき。

2 前項の場合において、前項第1号の規定により交付決定を取り消したときは交付した金額の全額を、前項第2号の規定により交付決定を取り消したときは交付した金額の半額の返還を命ずることがある。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年10月1日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
（申請者）氏 名
電話番号

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

申請区分	<input type="checkbox"/> 若者 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> テレワーカー
中学校卒業前の 子どもの有無	<input type="checkbox"/> 有（ 歳） ※最も年齢の低い子どもの年齢を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 無
転入日	年 月 日
勤務先	名 称：
	所在地：
家賃月額 （共益費等を除く。）	円
住宅手当月額 （世帯構成員を含む。）	円

2 関係書類

- (1) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金同意書兼誓約書（様式第2号）
- (2) 交付対象者及びその世帯構成員の住民票の写し（続柄の記載があるものに限る。）
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金就業証明書（様式第2号の2）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5関係）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金同意書兼誓約書

年 月 日

（宛先）長野市長

私及び同一世帯に属する者は、長野市若者・子育て等世帯移住促進家賃支援事業補助金の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）でないことを宣言するとともに、下記の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。

1 同意事項

- (1) 長野市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳及び市税について確認すること。
- (2) 長野市が暴力団員又は暴力団関係者であるか否かについて関係機関に照会をすること。

2 誓約事項

- (1) 本市に転入した日から5年以上本市に定住する意思をもつこと。
- (2) 交付決定の全部又は一部が取り消され、補助金の返還を命じたときは、速やかに返還すること。

【申請者】

住 所

ふりがな
氏名

印

様式第2号の2（第9関係）

（第1面）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金就業証明書

年 月 日

（宛先）長野市長

（就業先・給与等の支払者）

事業所の所在地

事業所の名称

代表者の氏名

担当部署・担当者名

連絡先（電話）

就業の状況を下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 就業の状況

上記の対象者は、証明日からおおむね5年以内に転勤、出向等により、勤務地の変更該当する者でないこと。

注意事項

勤務地の変更とは、本市からの通勤が困難であり、転出が必要となる場所への転勤、出向等をいいます。

(第2面)
誓約書

年 月 日

(宛先) 長野市長

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間就業して
いないことを誓約します。

住 所

氏 名

様式第3号（第7関係）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
（申請者）氏 名
電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けた長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象期間	年 月から	年 月まで か月分 …ア
家賃支払予定額 （共益費等を除く。）	月額	円 …イ
住宅手当予定額 （世帯構成員を含む。）	月額	円 …ウ
交付申請額		円

注 交付申請額は次のとおり算出します。

（イ－ウ）×1/2×ア（下線部の額は、1,000円未満切捨て。上限2万円）

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所
氏名

㊟

注 同意書は、交付の申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に記載してください。

様式第4号（第8関係）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
（申請者）氏 名
電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金の内容を下記のとおり変更
したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第5号（第8関係）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
（申請者）氏 名
電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金の内容を下記のとおり廃止
したいので、承認してください。

記

- 1 廃止の理由

- 2 補助金の遂行状況

- 3 廃止希望年月日

- 4 その他

様式第6号（第9関係）

（表）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
（申請者）氏 名
電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金について、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 家賃支払実績

家賃支払額及び住宅手当額の月別内訳については、（別表）に記載するものとする。

補助対象期間	年 月から	年 月までの	か月分
家賃支払総額 （共益費等を除く。）			円
住宅手当総額 （世帯構成員を含む。）			円
交付申請額			円

2 関係書類

- (1) 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金住宅手当支給等証明書（様式第7号）
- (2) 家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(裏)

(別表)

	家賃支払額 (共益費等を除く。)	住宅手当額 (世帯構成員を含む。)
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	円	円

様式第7号（第9関係）

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金住宅手当支給等証明書

年 月 日

（宛先）長野市長

（給与等の支払い者）

所在地

氏名

代表者名

担当部署名

住宅手当支給等の状況を下記のとおり証明します。

記

対象者	住所	
	氏名	
住宅手当 支給状況	<input type="checkbox"/> 支給対象 年 月分から 年 月分まで 住宅手当月額 円 <input type="checkbox"/> 支給対象外	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。	

注意事項

- 1 住宅手当の支給状況について、該当する□にレ印を記入してください。支給対象の場合は、支給期間及びその月額を記入してください。
- 2 住宅手当とは、事業主が従業員に支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等をいいます。
- 3 申請者は、住宅手当の受給の有無にかかわらず、この証明書を提出してください。
- 4 申請者以外の者に当該住宅に係る住宅手当が支給されている場合は、この証明書の提出が必要です。

様式第 8 号 (第10関係)

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入してください。)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入してください。)										